

(別添 2 - 1)

学 則 (支援訓練)

①法人・団体の名称	株式会社 キャリアアップ
②研修事業の名称	株式会社キャリアアップ 大阪ケアギバーアカデミー (移動支援)
③研修の種類	大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に定める移動支援従業者養成研修
④研修課程	全身性障がい者移動支援従事者養成研修課程
⑤指定番号	129
⑥開講の目的	1. 障がい者福祉サービスの質の向上に資する移動支援従業者の養成 2. 高齢者、障がい者 (児) の方々のニーズに対応できる実践的な人材を育成する。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義：大阪ケアギバーアカデミー 大阪市中央区南本町 2-1-1 本町サザンビル 507 演習 (全身性課程)：大阪ケアギバーアカデミー 大阪市中央区南本町 2-1-1 本町サザンビル 507
⑧実習施設	実習施設一覧表 (別添 2 - 5) を参照。(知的課程・精神課程)
⑨講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表 (別添 2 - 2) を参照。
⑩使用テキスト	日本医療企画 全身性障がい者の外出支援ハンドブック 1,760 円 (税込)
⑪受講資格	介護業務に興味があり、研修授業を真剣に受講できる方。 ハローワークに登録されている人
⑫広報の方法	ハローワークでのリーフレット配布にて周知を行う。
⑬情報開示の方法 (ホームページア ドレス等)	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： http:// www.carry-up.jp/oca
⑭受講手続及び本人 確認の方法	委託訓練の場合、ハローワークにて離職者を対象に募集が行われ、 選考日に面接にて選抜する。 本人確認は下記のいずれかにより行う。 ①戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票②住民基本台帳③在留カード ④健康保険証⑤運転免許証⑥パスポート⑦年金手帳
⑮受講料及び受講 料支払方法	受講料：委託訓練の為、無料 ※受講にかかる受講生の交通費は自身の負担となる。 テキスト代：1,760 円 (消費税含む) 受講開始日に現金にて販売する。

⑩ 解約条件及び返金の有無	テキスト購入後の退校についてはテキスト代の返金はしないものとする。また、応募者が定員の半数に満たない場合は、開講を中止する場合があります。
⑪ 受講者の個人情報の取扱い	受講者から得た個人情報については、下記目的で使用する。 1) 弊社からの就業に関するご案内 2) お客様との連絡及び満足度の調査 3) 実績報告の為に都道府県に提出する場合 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑫ 研修修了の認定方法	すべての研修課程の講習を受講した者で、最終弊社にて終了面接を行い、移動支援従事者として認定できるかを担当講師が判断したうえで研修終了とする。研修の修了年限：2ヶ月以内
⑬ 補講の方法及び取扱い	補講の方法：欠席した場合は、補講にて講義を受ける。 1 単元につき 3,000 円とする。 ※体調不良などで、病院の診断書があった場合は無料とする。 ただし、修了年限内に補講を終了できない場合は修了不可とする。
⑭ 科目免除の取扱い	支援訓練にて受講する場合は、科目の免除なし。
⑮ 受講中の事故等についての対応	研修実施中に事故が発生した場合は、大阪府担当者及び当該受講者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、事故に至った経緯及び事故に際してとった処置について記録し、大阪府に報告する。
⑯ 研修責任者名、所属名及び役職	氏名：奥元 勝久 所属：株式会社キャリアアップ 大阪ケアギバーアカデミー 役職：人材管理部
⑰ 課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：吉見 麻衣 所属：株式会社キャリアアップ 大阪ケアギバーアカデミー 役職：総務部
⑱ 苦情相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：吉見 麻衣 所属：株式会社キャリアアップ 大阪ケアギバーアカデミー 役職：総務部 連絡先：06-6261-0120
⑲ 研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：吉見 麻衣 所属：株式会社キャリアアップ 大阪ケアギバーアカデミー 連絡先：06-6261-0120

<p>②⑥ 情報開示責任者 名、所属名、役職及 び連絡先</p>	<p>氏名：吉見 麻衣 所属：株式会社キャリアアップ 大阪ケアギバーアカデミー 役職：総務部 連絡先：06-6261-0120</p>
<p>②⑦ 修了証明書を亡 失・毀損した場合の 取扱い</p>	<p>「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」 に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：1,000 円</p>
<p>②⑧ その他必要な事 項</p>	<p>遅刻の取扱い：研修開始前の出欠確認時点で、出席が確認できな かった場合は遅刻とみなす。10 分以上遅刻した場合は欠席扱いとする。 その際は補講を受けなければならない。</p> <p>退校処分の取扱い：下記に該当する者は事業者の判断により当該受 講生の受講を取り消すことが出来る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者 2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者 3) 他の受講生の学習を著しく妨げる者 4) 自力で演習内容を行う事が出来ない者 5) その他、事業者が不相当とみなした者 <p>受講を取り消されるに至った者は、その間履修した当該研修については、全て無効とする。</p>

※学則は課程ごとに作成すること。